

発議第6号

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 伊 鳶 明 博

賛成者 高山市議会議員 下 山 清 治
杉 本 健 三
中 田 清 介
水 門 義 昭
野 村 末 男
木 本 新 一
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書

障害者自立支援法の廃止と新たな法制度の制定は、障がい者、家族、関係者の切実な願いである。政府は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障がいを持つ当事者が半数を占める「障害者制度改革推進会議」を設置した。一番の問題点であり、即時撤廃を行うべきと多くの関係者が主張する利用料の「応益負担」と報酬（運営費）の「日額払い方式」については、再検討が始まろうとしているが、新法制定は4年後といわれており、その推移は、予断が許されない状況となっている。

障がいがあるが故に生きていくために必要な社会の支援を受けることを「応益」といい負担を課すのは、憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活の保障」に違反する。新政権に変わった今も、障がい者は働くために通う作業所で利用料を払い、少なくなった工賃で好きなものを買う当たり前の楽しみすら奪われている。

自立支援法施行以降、日額払い方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることで乗り切ろうとした施設が続出した。日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要である。

国が新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」をそのまま放置しておくのは矛盾がある。問題点を改善し、障がい者（児）の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要がある。

よって、国におかれては、障害者自立支援法の廃止を早急に進めるとともに、新法制定までの措置として、自立支援法の「応益負担」を「応能負担」に、「日額払い方式」を「月額払い方式」に、早急に変更することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

高山市議会